账

髙和果公報

 発
 行

 高
 知
 人

 内
 丁
 目

 2
 6
 日

 毎
 2
 回

 (火曜日・金曜日)
 (火曜日・金曜日)

目 次

高知県教育長訓令

②教育長の権限に属する事務決裁規程の一部を改正する
訓令

高知県人事委員会規則

③職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則

以第末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

以第末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

以第一次

②特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

以第一次

②管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

〈 ″ 〉 ○ ○ 公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域 連合の管理職員等の範囲を定める担則の一部を改正す

連合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 $\langle \, 4 \, \cdot \, 1 \, \text{掲示} \rangle$

高知県人事委員会告示

◎給料表別級別職務区分表の一部改正

〈3・31掲示〉

教 育 長 訓 令

高知県教育長訓令第3号

教育委員会事務局

教 育 機 関

教育長の権限に属する事務決裁規程の一部を改正する訓令を次 のように定める。

平成27年4月1日(掲示済)

高知県教育長 田村 壯児

教育長の権限に属する事務決裁規程の一部を改正する訓 合

教育長の権限に属する事務決裁規程(昭和46年3月高知県教育 長訓令第3号)の一部を次のように改正する。

第1条中「専決させることについて」を「専決させることに関 し」に改める。

第4条第1項第1号中「重要と」を「重要であると」に改める。

第8条第6号から第13号までを次のように改める。

- (6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の 推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下この条におい て「推進法」という。)第3条第6項の規定による認定の申 請に係る施設が所在する市町村の長への協議に関すること。
- (7) 推進法第8条第1項の規定による認定及び認定の取消し に係る関係機関への協議に関すること。
- (8) 推進法第17条第4項の規定による高知市長からの協議に 関すること。
- (9) 推進法第17条第5項の規定による認可の申請に係る幼保 連携型認定こども園を設置しようとする場所を管轄する市町 村の長への協議に関すること。
- (10) 推進法第19条第1項の規定に基づく報告の徴収及び立入 検査に関すること。
- (11) 推進法第29条第1項の規定による変更の届出の受理に関すること。
- (12) 推進法第30条第1項の規定による運営の状況の報告の受理及び同条第2項の規定に基づく報告の徴収に関すること。
- (13) 高知県認定こども園条例(平成18年高知県条例第49号。 第17号において「条例」という。)第5条第1項の規定によ る認定の辞退及び休止の届出の受理に関すること。
- 第8条に次の8号を加える。
- (14) 高知県認定こども園条例施行規則(平成18年高知県教育委員会規則第16号。以下この条において「規則」という。) 第5条第1項の規定による施設が所在する市町村の長に対する申請の内容の通知及び同条第2項の意見書の受理に関すること
- (15) 規則第9条第1項の規定による再開の届出の受理に関すること。
- (16) 規則第10条第2項の教育保育従事職員等資格特例証明書 の受理に関すること。
- (17) 推進法第28条及び第29条第2項並びに条例第5条第2項 (規則第9条第2項において準用する場合を含む。)の規定 による情報の提供に関すること。
- (18) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下この 条において「支援法」という。)第31条第3項(支援法第32 条第2項において読み替えて準用する場合を含む。)及び第 32条第3項の規定による市町村長からの協議に関すること。
- (19) 支援法第37条第2項及び第49条第2項の規定による連絡 調整及び助言その他の援助に関すること。
- (20) 支援法第40条第1項第2号の規定による特定教育・保育 施設の運営に係る認定に関すること。
- (21) 支援法第58条第7項の規定による教育・保育に関する情報の公表に関すること。

別表 2 の(2) の項中「訓令(」を「訓令の制定(」に、「ものに限る。(3) において同じ」を「制定に限る」に改め、同表 2 の

(3)の項中「訓令」を「訓令の改廃(教育委員会訓令にあっては、軽易又は定例的な改廃に限る。)」に改め、同表中 3 の(22)の項を 3 の(23)の項とし、3 の(21)の項を 3 の(22)の項を 3 の(23)の項とし、3 の(21)の項を 3 の(22)の項を 3 の(20)の項を 3 の(21)の項とし、3 の(19)の項を 3 の(19)の項を 3 の(17)の項を 3 の(18)の項を 3 の(18)の項を 3 の(19)の項とし、3 の(17)の項を 3 の(15)の項を 3 の(16)の項とし、3 の(16)の項を 3 の(15)の項とし、3 の(16)の項とし、3 の(16)の項とし、3 の(17)の項を 3 の(18)の項を 3 の(19)の項を 3 の(19)の項を 3 の(11)の項を 3 の(11)の項を 3 の(11)の項を 3 の(11)の項を 3 の(12)の項を 3 の(10)の項を 3 の(10)の項とし、3 の(10)の可とし、3 の(10)の可とし、3

(5) 再任 用短 時間	ア 教育次長及 び参事に係る もの	0			
勤職の休及び	イ 課長、企画 監、副参事及 び課長補佐等 に係るもの		0		
及勤時の振にすこと	ウ 所属職員に 係るもの			0	

別表 5 の(8)の項中「適当と」を「適当であると」に改め、同表 6 の(1)の項を次のように改める。

(1)	ア 公益認定及	0		法務課	県政運
公益	び公益認定の			長	営上重
法人	取消し				要なも
に関					のにつ
する					いて
IJ					は、副
と。					知事及
					び総務
					部 長
					(保育

			所を経 営する 法人に		地位の承継の認可				長		の は、財 政課長 に合議	
			係るものにて		エ 公益法人に 対する報告の 徴収及び立入		0		法務課長	n	する。 ※	
			は、地 域福祉 部長を 含む。)		検査並びに措 置勧告及び措 置命令						(イ)300 万円以 上1,000 万円未	
			に合議 に合議 なる。 保育所		オ 移行の認定 及び認可並び に当該認定及	0			法務課長	II .	満のものの	
			を経営 を経済法 人に係		び認可の取消し						(ウ)300 万円未 満のも	
			るにては、福祉指		カ 公益目的支 出計画の実施 完了の確認及 び変更の認可		0		法務課 長	"	別表12の(20)の項中「適当と」を「適当であると」に改表14の(1)の項から14の(15)の項までを次のように改める	
			導(福福導をう下長城部指長い以同		キ 移行法人に 対する措置勧 告及び措置命 令並びに清算 時の残余財産 の処分の承認		0		法務課長	II .	(1) 法第6条の3第7 項に規定する一時預か り事業(以下この項に おいて「一時預かり事 業」という。)の開始 に係る届出、当該届出 事項の変更の届出並び	
			し。) に合議 する。		ク 高知県公益 認定等審議会 への諮問等			0			に一時預かり事業の廃 止及び休止の届出の受 理に関すること。	
イ 変更の認定 ○ 法務長	法務課長	保育所 を経営 する法		ケ 届出等の受 理等			0			(2) 一時預かり事業を 行う者に対する報告の 徴収及び立入検査(保		
人に係 るもの につい ては、 福祉指				別表11の(2)のアの項、11の(2)のエの項、12の(1)の項、12の(3)の項から12の(5)の項まで、12の(15)の項、12の(18)のキの項、12の(18)のクの(イ)の項、12の(18)のサの(イ)の項、12の(18)のシの項及び12の(18)のセの(イ)の項中「適当と」を「適当であると」に改め、同表12の(18)のハの項を次のように改める。					5)の項、12 <i>0</i> のサの(イ) <i>0</i> 中「適当と」	育所又は幼保連携型認 定こども園において一 時預かり事業を行う場 合の監査事務を除 く。)に関すること。		
			導課長 に合議 する。	ハ 寄 附	(ア) 1,000 万円以				別に指 定する ものに		(3) 一時預かり事業を ○ 福祉指 行う者に対する措置命 令並びに事業の制限及 導課長	
ウ 合併による		法務課	"	金	上のも				ついて		び停止の命令に関する	

2

 \sim

	め、同表の16を次のように改める。	16 急傾斜地の茶園の管理等の作業に従事する職員の特殊勤務手当 (急傾斜地作業手当)						
			支給の対象					
号外第25号			農業技術センター茶業試験場に勤務する職員が、急傾斜地の茶園の管理のため、 動力による摘栽機、せん枝機等の機械を使用して行う作業に従事したとき。					
卟								
榖								
\langle 4								
些				4				
好								
恒								
1 (水曜日)								
I Я 15 Е								
平成27年4月15日								
平成								

別表第1の22の表中「建設検査課」を「技術管理課」に、「人事委員会の」を「人事委員会が」に改める。

附則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

······

平成27年3月31日(掲示済)

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

高知県人事委員会規則第15号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規 則

期末手当及び勤勉手当に関する規則(昭和38年高知県人事委員会規則第31号)の一部を次のように改正する。

別表第2の1の表知事部局の項中

「東京事務所長

を

「東京事務所長

産学官民連携センター長」

に改め、「水産試験場長」を削り、同表の1の表収用委員会事務 局の項を削る。

附則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日 (掲示済)

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

高知県人事委員会規則第16号

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則(昭和45年高知県人事委員会規則 第30号)の一部を次のように改正する。

別表第1の表中「四万十市川登300」を「四万十市川登299」に改め、

安芸郡馬路村443

馬路村役場

2級

を削り、「幡多郡黒潮町拳ノ川1769」を「幡多郡黒潮町拳ノ川46-1」に改める。

別表第2の表中「四万十市西土佐江川崎247-3」を「四万十 市西土佐江川崎151-3」に改め、

長岡郡大豊町中村大王3523 農業技術センター山間試験

- 7

を削る。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに 公布する。

平成27年3月31日(掲示済)

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

高知県人事委員会規則第17号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則(昭和45年高知県人事委員会規 則第34号)の一部を次のように改正する。

別表知事部局の出先機関の項中「事務長」を「事務長 センター長 副センター長」に、「場長(所内事務所の場長を含む。)」を「場長(所内事務所の場長を含む。) 参事 プロジェクトマネージャー」に、「、課長補佐及びプロジェクトマネージャー」を「及び課長補佐」に、

「療育福祉センターのセンター長、副センター長、事務局長及 び部長

を

「療育福祉センターの事務局長及び部長

中央児童相談所の市町村支援専門監

に改め、「大阪事務所のプロジェクトマネージャー」及び「農業技術センターの山間試験室長」を削り、同表教育委員会の事務局の本庁の項中「参事 課長」を「課長」に改め、同表教育委員会の教育機関の県立学校以外の項中「館長」を「館長 専門企画員」に、「資質向上システム担当」を「資質向上研修・システム担当」に改める。

附則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

······

平成27年4月1日(掲示済)

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

高知県人事委員会規則第18号

公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管

理職員等の範囲を定める規則(昭和41年高知県人事委員会規則第 18号)の一部を次のように改正する。

別表第1安芸市教育委員会事務局の項中「教育長 教育次長」を「教育次長」に改め、同表南国市教育委員会事務局の項中「課長」を「教育次長 課長 対策監」に改め、同表南国市教育委員会小学校の項、南国市教育委員会中学校の項、土佐市教育委員会中学校の項、土佐市教育委員会小学校の項及び須崎市教育委員会中学校の項、須崎市教育委員会小学校の項及び須崎市教育委員会事務局の項中「教頭」を「教頭事務長」に改め、同表宿毛市教育委員会事務局の項中「教育長」を「教育大長」に改め、同表土佐清水市市長部局本庁の項中「秘書広報係長」を「秘書係長」に改め、同表四万十市教育委員会事務局の項中「教育長」を「教育長 教育次長」に改め、同表を前市教育委員会給食センターの項を削り、同表いの町町長部局本庁の項中「総務課総務係長」を「総務課副参事(総務担当)」に改め、同表いの町教育委員会事務局の項中「教育次長課長」を「教育次長」に改め、同表いの町教育委員会少年育成センターの項を削り、同表檮原町教育委員会の項中



に改め、同表日高村村長部局本庁の項中「課長」を「課長 検査 監 参事」に改め、同表黒潮町教育委員会事務局の項中「教育長 教育次長」を「教育次長」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

に改め、同表の8級の項中

-----人事委員会告示 高知県人事委員会告示第4号 导 給料表別級別職務区分表(昭和32年11月高知県人事委員会告示第1号)の一部を次のように改正 し、平成27年4月1日から施行する。 平成27年3月31日(掲示済) 高知県人事委員会委員長 秋元 厚志 別表第1の1級の知事部局の項中 「一等航海士(6等級)」 「一等航海士(6等級) 一等航海士(7等級)」 に改め、同表の3級の教育委員会の項中 「司厨長」 を 「司厨長 専門員」 に改め、同表の3級の各事務局の項中 「主幹」 を 「主幹 账 に改め、同表の4級の海区漁業調整委員会事務局の項中「次長」を「事務局次長」に改め、同表の 5級の知事部局の項中「船長 (3等級) (小鷹 (漁業取締船) 船長に限る。)」を削り、同表の 6 級の知事部局の項中 「学園長 「学園長 市町村支援専門監 副センター長 」 に改め、同表の6級の海区漁業調整委員会事務局の項中「局長」を「事務局長」に改め、同表の7 級の項中 (水曜日) 監査委員事務局事務局次長 Ш 月 15 l 議会事務局 事務局次長 監査委員事務局 収用委員会事務 事務局長

Γ.			
	議会事務局	事務局次長	
	労働委員会事務 局 収用委員会事務 局	事務局長	
-			

労働委員会事務 事務局長

に改め、同表の9級の知事部局の項中

「東京事務所長

「東京事務所長

産学官民連携センター長」

に改める。